

渋沢翁にゆかりのある民間企業の強みを生かした観光消費促進キャンペーン業務委託 仕様書

- この仕様書は事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書に必要な修正を加えた上で契約を締結する。

1 委託業務名

渋沢翁にゆかりのある民間企業の強みを生かした観光消費促進キャンペーン業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

3 目的

県内の観光振興の取組を進めるため、渋沢栄一翁とゆかりのある民間企業（以下、「渋沢関連企業」とする）のネットワークを生かした観光誘客・観光消費促進キャンペーンを実施する。さらに、事業を通して県内外からの観光誘客と観光消費の拡大を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業を実施するにあたり、必要な経費はすべて委託料に含めることとする。

(1) 観光消費促進キャンペーン企画の実施

渋沢関連企業（「渋沢栄一賞受賞企業」もしくは渋沢栄一が経営に関わった企業）と連携し、その企業のもつ店舗網やオウンドメディアなどのネットワークを活用した効果的な観光消費促進キャンペーン企画を実施する。キャンペーンの実施を契機とし、埼玉県への観光誘客・観光消費を促進するものとする。また、キャンペーン実施の際はキャンペーンや埼玉県内の観光に関する広報を行うこととし、手法は提案事項とする。

<参考>

ア 「渋沢関連企業」について

以下を参照すること。

- ・渋沢栄一賞受賞企業 [渋沢栄一賞 - 埼玉県 \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp)
- ・「渋沢栄一が関わった500の企業」東京商工会議所 [渋沢栄一の生涯 | 東京商工会議所 \(tokyo-cci.or.jp\)](http://tokyo-cci.or.jp)

イ 県制作物の活用

キャンペーン実施時に県に権利が帰属する以下の制作物を活用できるものとする。

- ・県観光PRパンフレット及びポスター「渋沢栄一めぐり旅」

※事業で使用する場合は印刷費用を見積書に積算すること。(パンフレットデータは県から提供可)

※使用時は配架数を報告すること。

[「渋沢栄一めぐり旅・渋沢栄一の原点 埼玉を旅しよう・」観光パンフレットを発行しました | 埼玉県公式観光サイト ちょこたび埼玉 \(chocotabi-saitama.jp\)](#)

- ・埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」内特設ページ（遷移先として使用可。サイトの修正は不可）

[渋沢栄一めぐり旅 | 埼玉県公式観光サイト ちょこたび埼玉 \(chocotabi-saitama.jp\)](#)

- ・(上記サイトに掲載されている) 渋沢モデルコースおよび渋沢観光動画

ウ 観光消費促進キャンペーンの例

(ア) 渋沢ゆかりの企業との連携例

- ・渋沢関連企業店舗でのキャンペーンの実施
- ・渋沢関連企業が持つオウンドメディア等（アプリ、ウェブサイト、SNSなど）を活用したキャンペーンの実施または周知

(イ) キャンペーン内容例

- ・渋沢モデルコースを活用した観光キャンペーン（パンフレットの配架、キャンペーンのポスター掲出など）
- ・渋沢関連企業のアプリ登録者や商品購入者・サービス利用者が参加できる観光促進キャンペーン
- ・対象店舗・オンラインストアで買い物すると、県内観光地で使えるクーポンがもらえるキャンペーン

エ 提案書の記載内容

下記項目について明示すること。

提案事項	(ア) キャンペーンの実施内容	連携する渋沢関連企業（単一もしくは複数でも可）、キャンペーンの手法、ターゲット層、実施回数、キャンペーンに活用するノベルティ、スケジュールなど、実施内容がわかるよう具体的に記載すること。また、提案のキャンペーンが効果的と考える理由についても記載すること。 ※実施時期は10月とする。 ※ターゲット層は30代～50代とする。
	(イ) 広報・PRの内容	県内外からの誘客・観光関連消費額の向上を促すため、キャンペーンや県内観光情報等の情報発信を行うこととする。また、広報の手法は提案事項とし、提案された広報手法が効果的と考える理由を記載すること。 (例：SNSやターゲティング広告、新聞広告等を活

		用したPR、店舗でのポスター掲出)
(ウ) キャンペーンの実施・広報による目標値		アウトプット（ノベルティ配布数、サイト等へのリーチ数等）及びアウトカム（県内観光地への誘客数、アンケート回答数、口コミ数等）について、 <u>具体的な数値</u> を明示すること。
(エ) 継続的に誘客に繋げるスキーム		上記エ（ア）、（イ）の結果、継続的な誘客につながるスキームについて提案すること。

(2) 効果測定

取得データ等を元に実施事業の効果や課題、埼玉県内の観光に関する課題やニーズ等を検証し、観光消費促進に向けて今後県として実施すべき施策や手法について提言すること。

(3) その他の自由提案事項について

その他、本事業の目的に資する取組があれば、企画提案書に記載すること。

(4) 事業全般に関わる業務（企画の運営・管理）

ア 事務局の設置

事務局を設置し、実施事業に関する問い合わせがあった際には迅速かつ丁寧に対応すること。

イ 事業の進捗管理

事業の進捗を管理すること。また、提案書にはスケジュール（県への進捗状況報告のタイミング等も含む）を明記すること。

ウ 関係者との調整

連携する渋沢関連企業等の事業関係者に事業の詳細を説明し、企画提案内容に基づき、関係者に実施内容やスケジュール等についての詳細の調整を行う。

エ 定例報告会の開催

キャンペーンの実施期間中は2週間に1回程度、その他の期間は1ヵ月に1回程度を目安に事業の進捗状況を報告する定例報告会を実施すること。

オ 必要なデータの取得

事業を実施する上で追加の情報が必要な場合は、必要なデータの取得やヒアリング等を実施する。

カ その他

埼玉県及び埼玉県物産観光協会が実施する他の事業と適宜連携して事業を実施し、埼玉県から依頼があった場合は他事業の受託事業者等との打ち合わせ等に参加すること。

5 成果報告書等の提出

事業完了後、以下を速やかに県に提出すること。

(1) 提出物 業務完了報告書 (PDF)

報告内容については事前に県の承認を得るものとする。また、提案内容に基づき、県と協議の上、成果物を適宜提出するものとする。

(2) 提出方法 電子メール

6 成果物等に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。制作したデータは県に納品することとし、納品されたデータは県が広報目的で使用（二次使用）できることとする。

(3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 業務実施に関する留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

(1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

(5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

- (9) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- (10) 受託者は、本業務の実施に当たり、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。